

日本産婦人科医会第112回記者懇談会
(平成29年9月13日)

本会が期待する成育基本法の効用

公益社団法人
日本産婦人科医会 副幹事長
石谷 健 (いしたに けん)

成育基本法の発端は少子化対策

2

- ・平成15年7月30日 少子化社会対策基本法



- ・小児保健法として検討 (平成20年3月～平成21年8月)
小児医療の地域格差問題が焦点であり、
産婦人科医療の関与は少なかった



- ・H20年1月～ 新たに「**成育**」の概念を導入し検討開始

思春期・周産期を含む性成熟期における
産婦人科医療の重要性が認識されはじめた

少子化社会対策大綱

(平成27年3月20日 3回目閣議決定)

3

- I はじめに
- II 基本的な考え方～少子化対策は新たな局面に～
- III 重点課題 (医療分野は無し)
- IV きめ細かな少子化対策の推進
 - (1. 各段階に応じた支援 の多くは産婦人科医療と関連)
- V 施策の推進体制等

産婦人科医療が徐々に盛り込まれるようになってきた

少子化社会対策大綱(概要)

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

内閣府
HPより

4

- 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- 平成27年3月20日閣議決定(平成16年、22年に続き、今回は3回目)

<少子化社会対策基本法>(平成15年法律第133号)
(施策の大綱)

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

I はじめに

- 少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況
- 少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、克服できる課題
- 直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進
- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべき

II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標
※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間を「集中取組期間」と位置づけ、IIIで掲げる重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

1

<p>Ⅲ 重点課題</p>	<p>内閣府 HPより</p>
<p>1. 子育て支援施策を一層充実</p> <p>○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」 ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備 <p>⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」</p> <p>⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実</p> <p>⇒今後さらに「質の向上」に努力</p> <p>○待機児童の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」 <p>⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保</p> <p>⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす</p> <p>○「小1の壁」の打破</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子ども総合プラン」 <p>⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備</p>	<p>3. 多子世帯へ一層の配慮</p> <p>○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減</p> <p>⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用</p> <p>○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進</p> <p>⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進</p>
<p>2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現</p> <p>○経済的基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の雇用の安定 ⇒若者雇用対策の推進のための法整備等 ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進 ⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設 ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減 <p>○結婚に対する取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や商工会議所による結婚支援 <p>⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援</p>	<p>4. 男女の働き方改革</p> <p>○男性の意識・行動改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」 ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革 ⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討 ・男性が出産直後から育児できる休暇取得 ⇒企業独自の休暇制度導入や育児取得促進 <p>○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場環境整備や多様な働き方の推進 ⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進 ・女性の継続就労やキャリアアップ支援 ⇒「女性活躍推進法案」
	<p>5. 地域の実情に即した取組強化</p> <p>○地域の「強み」を活かした取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援 ・先進事例を全国展開 <p>○「地方創生」と連携した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が緊密に連携した取組

<p>V きめ細かな少子化対策の推進</p>	<p>内閣府 HPより</p>
<p>1. 各段階に応じた支援</p> <p>○結婚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフデザインを構築するための情報提供 ⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援 <p>○妊娠・出産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て世代包括支援センター」の整備 ⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施 ・産休中の負担軽減 ⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除 ・産後ケアの充実 ⇒産後ケアガイドラインの策定検討 ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止 ⇒ 企業への指導の強化・徹底 ・周産期医療の確保・充実等 	<p>○子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担の緩和 ⇒ 幼児教育の無償化の段階的実施 ・三世同居・近居の促進 ・小児医療の充実 ・地域の安全の向上 ⇒ 子供の事故や犯罪被害防止 ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援 ⇒ 障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止 <p>○教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育 ⇒ 教材への記載と教職員の研修 <p>○仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員化の促進や処遇改善 ・ロールモデルの提示 ⇒ 就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示 ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出
<p>2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進</p> <p>○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及 ・子育て支援パスポート事業の全国展開 	<p>○企業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有 ⇒ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進 ・表彰やくろみんマーク普及によるインセンティブ付与
<p>V 施策の推進体制等</p>	
<p>○国の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進 <p>○施策の検証・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標を設定 ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討 <p>○大綱の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね5年後を目途に見直し 	<p>6</p> <p>2</p> <p>3</p>

基本目標		7	
個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる			
子育て支援		主な施策の数値目標(2020年)	
<input type="checkbox"/> 認可保育所等の定員 : 267万人 (2017年度) (234万人(2014年4月)) ⇒ 待機児童 解消をめざす (2017年度末) (21,371人(2014年4月))		内閣府 HPより	
<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ : 122万人 ⇒ 待機児童 解消をめざす (2019年度末) (94万人(2014年5月)) (9,945人(2014年5月))			
<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 : 8,000か所 (6,233か所(2013年度))			
<input type="checkbox"/> 利用者支援事業 : 1,800か所 (291か所(2014年度))			
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業 : 延べ1,134万人 (延べ406万人(2013年度))			
<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育 : 延べ150万人 (延べ52万人(2013年度))			
<input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業 : 全市町村 (1,225市町村(2013年4月))			
<input type="checkbox"/> 子育て世代包括支援センター : 全国展開 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%			
男女の働き方改革(ワークライフバランス)			
<input checked="" type="checkbox"/> 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 : 80% (一)	<input type="checkbox"/> 第1子出産前後の女性の継続就業率 : 55% (38.0%(2010年))		
<input type="checkbox"/> 男性の育児休業取得率 : 13% (2.03%(2013年度))			
教育			
<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合 : 70% (34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%			
結婚・地域			
<input checked="" type="checkbox"/> 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数 : 70%以上の市区町村 (243市区町村(約14%)(2014年末))			
企業の取組			
<input checked="" type="checkbox"/> 子育て支援バスポート事業への協賛店舗数 : 44万店舗 (22万店舗(2011年))			
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会			
<input checked="" type="checkbox"/> 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考える人の割合 : 50% (19.4%(2013年度))		■は新規の目標	

8

少子化対策における本会の主張は一貫している

- ・ 「日本産婦人科医会の挑戦」 (第100回記者懇談会)
- ・ 「少子化対策と税制～児童税額控除の導入を」 (第92回)
- ・ 「産婦人科医からの少子化に対する警告」 (第79回)
- ・ 「日本産婦人科医会が提言する少子化対策」 (第78回)

以前は医療者(産婦人科医)の間でも、少子化対策・成育医療における産婦人科の役割に対する理解が乏しかった

成育基本法成立による少子化対策における医療の役割が明確化する
法的根拠の存在は、本会からの提言を実現に導く第一歩

成育基本法成立後の流れ

9

成育基本法（理念法、議員立法）の成立

- ・成育基本法に基づく結婚、妊娠・分娩、育児に渡る切れ目のない課題に対しての政策を立案 → 医療・保健・福祉における少子化対策そのもの
- ・国、地方公共団体、医師等の責務を明確化することにより、現システムを有機的に連携させ、支援の薄い部分を補う施策を創設する

本法律を核として、成育基本計画、大綱や各法律において、
本会から、産婦人科医が担う役割の重要性を主張し、社会貢献についての
具体策を提案する

- 国民の利益（健康及び福祉の増進、有効な少子化対策）に資するため、その実現に向けた制度や補助の充実に繋げていくための内容を、基本計画等に盛り込む

本会から成育基本計画に盛り込むべき事項

10

- 1) 思春期：子どもへの性教育・思春期医療における産婦人科医の積極的な活用（89,90回記者懇談会）
- 2) 不妊治療費用、出産育児一時金等の補助の充実（107回）
- 3) 周産期：母子健康チェックと保健指導の充実（86,91回）
周産期メンタルヘルスケアの確立（88,110回）
周産期医療体制の充実
 - ・周産期医療の確保と充実（102,104,105,109回）
 - ・新生児スクリーニング（87,97回）
 - ・風疹、梅毒、HPVの予防（103,106回）

産婦人科医療が果たせる役割は多岐にわたる

まとめ

これまで周産期医療の整備に追われてきたが、
今後は少子化対策に向けて、周産期の時期に限らず、
女性のライフステージに応じた産婦人科医療が
さらに重要となる。

日本医師会との連携により、
特に**思春期・性成熟期における産婦人科医療の
重要性を成育医療（成育基本法）に反映させていく**